

合併協議会の協議状況等

平成18年4月1日現在

1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	赤池町・金田町・方城町合併協議会		設置年月日	平成16年4月1日	
構成市町村名	赤池町、金田町、方城町		廃止年月日	平成17年3月31日	
事務局所在地	〒822-1292 田川郡金田町大字金田937-2（金田町役場内）	事務局の連絡先	TEL 0947-22-9090 FAX 0947-22-9091		
ホームページアドレス	http://simo3-gappei.jp		Eメールアドレス	simo3-gappei@plum.ocn.ne.jp	
会長名	白石 博文（方城町長）	事務局長名	宮崎 春美（赤池町課長）	事務局市町村職員数	6名
合併協議会設置までの経過	平15.8.1～ 下田川三町任意合併協議会を設置し、新町将来構想の策定及び合併協定項目の選定等の協議を行う。 平16.3 三町の議会において合併協議会設置議案を可決。				

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成16年4月から平成17年3月までの間に15回の合併協議会が開催された。			
設置している小委員会名	なし			
主な合併協定項目（市町村議会の議決事項及び合併市町村の条例事項）の協議状況	合併の方式	合併の方式については、次のとおりとする。 赤池町、金田町、方城町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。		
	合併の期日	合併の期日については、次のとおりとする。 合併の期日は、平成18年3月6日とする。		
	市町村の名称	新町の名称は「福智町（ふくちまち）」とする。		
	事務所の位置	1 新町の事務所の位置は、現在の金田町役場（田川郡金田町大字金田937番地2）の位置とする。 2 本庁方式とし、赤池町及び方城町の庁舎を支所とする。 3 本庁舎は新町の行政機能を集中することが困難なため、また住民サービスを低下させないため、赤池町及び方城町の庁舎に本庁の機能を一部分散する。		
	財産の取扱い	各町の普通財産及び行政財産の取扱いについては、次のとおりとする。 1 三町の所有する公有財産・物品及び債権については、すべて新町に引き継ぐものとする。 2 合併時に設立が間に合わない旧町名義の地縁団体等の所有に係る財産については、別途協議する。 3 基金については、すべて新町に引き継ぐものとする。 4 特定目的基金のうち、かんがい施設維持管理基金については、従前のとおり分別管理をする。 5 債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。		
	議員定数・任期	議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成19年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。 2 新町の議会議員の定数については、20名とする。		
	農業委員会委員定数・任期	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 1 新町に1つの農業委員会を置く。 2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、14名とする。 4 新町の農業委員会の選任による委員の定数は、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した委員各1名、議会が推薦した学識経験を有する委員3名とする。 5 新町の農業委員会の選任による委員は、新町において全体の均衡を保つよう調整に努める。		
	地方税の取扱い	地方税の取扱いについては次のとおりとする。 1 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税等において、三町間に相違がない税制等については、町税として現行どおり新町に引き継ぐものとする。 2 三町間に相違がある税制等については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 個人町民税第4期の納期については、赤池町、方城町の例により調整する。 (2) 法人町民税の法人税割の税率については、赤池町、方城町の例により調整する。 (3) 固定資産税第4期の納期については、方城町の例により調整する。 (4) 入湯税については、金田町、方城町の例により調整する。		
	事務組織・機構	事務組織及び機構の取扱いについては、次の整備方針に基づき合併時までに調整するものとする。 1 地方分権の受け皿として行政課題に迅速かつ的確に対応できる事務組織・機構とする。 2 住民にとってわかりやすく、利用しやすい事務組織・機構とする。 3 住民サービスについては、一層の向上に適應できる事務組織・機構とする。 4 指揮命令系統を簡素化し、事務処理が効率的で責任の所在が明確な事務組織・機構とする。 5 合併後の職員数を勘案した組織・機構とするが、計画的な職員数の適正化に向け、数年おきに見直し、再編を行う。		
	町名・字名の取扱い	町名、字名の取扱いについては、次のとおりとする。 現在の三町の大字名のみを用い、「大字」の文字は使わないとする。 「○○町大字△△（従来の名称）」中「大字」を削除し、「○○町△△（従来の名称）」とする。		
その他（地域審議会）	平成11年7月の合併特例法の改正により、旧市町村の区域ごとに、合併後の新市町村長の諮問により審議又は意見を述べる機関として、「地域審議会」の設置が可能となった。 但し、当合併協議会は、地域審議会については、設置しないものとする。			
市町村建設計画の概要（計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等）	計画期間：平成18年度から平成27年度までの10年間 新町の基本理念：心・技・体が一体となって元気のあるまち 将来像： ◆こころ豊かな：一人ひとりの“豊かなこころ”を育み、住みよいまちを目指す。 ◆元気あふれる：一人ひとりの生活にうおいをもたらし、地域活性化（元気）の素とする。 ◆自然と共生：豊かな自然との共生を通して、健康な心身をつくる。 ◆住みよいまち：このまちに“住んでよかった”という気持ちにつながるような、まちづくりを推進する。 県事業：三町が一体となったまちづくりを推進する。 ①産業振興 ②治山治水整備 ③交通安全施設整備 ④道路整備			

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成15年度、下田川三町任意合併協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。			
合併重点支援地域の指定	平成17年2月23日指定			
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、地方課合併支援室企画主幹を派遣			
国の財政支援措置	単位：億円	合併手続		
合併特例債	標準全体事業費（起債上限額）	123.1	年 月 日	手続内容等
	起債充当額（標準全体事業費の95%）	116.9	平成16年10月19日	市町村建設計画決定
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	81.8	—	合併協議会における合併の可否の決定
	合併市町村振興基金の標準基金規模	12.0	平成16年11月3日	合併調印式
	起債充当額（標準基金規模の95%）	11.4	平成16年11月29日	市町村議会最終議決
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税措置（合併補正）	2.9	平成16年12月1日	廃置分合申請
	特別交付税措置	6.9	—	市制施行協議（県→国）
	合併市町村補助金	未定	—	協議回答（国→県）
福岡県の財政支援措置	単位：億円		平成17年2月23日	県議会に議案提案
福岡県市町村合併推進特例交付金	基本額	6.0	平成17年3月28日	県議会議決
	増加人口加算	1.0	平成17年3月28日	県知事決定処分
			平成17年4月28日	総務大臣告示

4 合併市町村に関するデータ

新町職務執行者	吉田 民春（前金田町助役）	任期：平18.3.6～平18.4.1
新町町長	浦田 弘二（前赤池町長）	任期：平18.4.2～平22.4.1

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平17.3.31	H12国調 高齢化率 (%)	総面積（平 成17.10.1） k m ²	市町村 コード	類 型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
赤池町	9,851	10,023	10,032	10,041	23.2	16.20	406066	III-4
金田町	8,915	8,741	8,341	8,473	19.6	7.46	406031	III-4
方城町	8,275	8,267	8,002	7,820	23.5	18.38	406074	III-4
計	27,041	27,031	26,375	26,334	22.2	42.04		

(2) 産業別就業人口（平成12年国勢調査）

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	
赤池町	148	3.8	1,381	35.9	2,311	60.1	3,845
金田町	66	2.2	1,096	37.3	1,764	60.0	2,942
方城町	100	3.3	1,244	40.8	1,702	55.9	3,046
計	314	3.2	3,721	37.8	5,777	58.8	9,833

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村名	市町村長		市町村議会議員		職員数（平17.4.1）		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計	
赤池町	平18.7.19	平19.4.29	16	100	52	152	
金田町	平16.12.3	平19.4.30	16	86	10	96	
方城町	平19.9.28	平19.4.30	16	111	24	135	
計			48	297	86	383	

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平16決算	経常収支比 率平16決算	財政力指数 (平14～16)	公債費負担比 率平16決算	起債制限比 率(3か年平均)	積立金現在高 平16決算 財調等 特定目的	土地開発公 社土地保有 高平16決算	ラスパイレ ス指数 (平17.4.1)
	(百万円)	(%)		(%)	(%)	(百万円)	(百万円)	
赤池町	2,146	98.5	0.27	11.0	6.2	788	3,284	91.4
金田町	2,121	99.9	0.20	17.5	1.5	2,537	4,017	92.4
方城町	2,354	102.5	0.25	24.0	13.0	484	2,382	89.7

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	退職手当	上水道	緊急診療	公平委員会
赤池町	田川地区清掃 施設組合	田川地区清 掃施設組合	田川地区斎 場組合	福岡県田川地 区消防組合	福岡県介護 保険広域連 合	福岡県市町 村職員退職 手当組合	田川地区水道企 業団	田川市に事 務の委託	田川郡町村 公平委員会
(町単独)									

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	上水道	病院	宅造
赤池町	○	○	
金田町	○		
方城町	○		○

(7) 地域指定等

市町村名	過疎地域	農村地域工業等導入地	工業再配置誘導地域	農業振興地域	雇用機会増大促進地域	伝統的工芸品指定地域	産炭激変緩和措置対象地域	国定公園	県立公園
赤池町	経過措置	農工計画策定済	特別誘導	○	○	○	指定・告示	○	○
金田町		農工計画策定済	特別誘導	○	○		指定・告示		
方城町	経過措置	農工計画策定済	特別誘導	○	○		指定・告示		○

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圏構想	福岡県市町村合併推進	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	総合農協(現行)
赤池町							
金田町	田川・京築ゾーンの一部	合併パターンA内	田川広域市町村圏内	田川地区保健医療圏内	田川地区保健福祉圏域内	田川ブロック内	田川
方城町							

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区(定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
赤池町									
金田町	田川警察署	田川県税事務所	※田川保健所	田川保健福祉環境事務所	飯塚農林事務所	田川地域農業改良普及センター	筑豊家畜保健衛生所	田川土木事務所	田川郡(2)
方城町									

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
赤池町							
金田町	田川支局	田川労働基準監督署	田川公共職業安定所	直方社会保険事務所	田川税務署	0947	11区
方城町							